‘06－05

総務部通信

交際費の取扱いが変わります

平成 18 年度の税制改正で一人当たり 5,000 円以下の飲食費等（役職員間の飲食費を除く）を交際費から除外できる事になりました。

この規定の適用を受ける為には

① 飲食等のあった年月日
② 飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係(ex　○○課○○様ほか　と具体的に記入)
③ 飲食等に参加した者の数
④ 費用の金額並びにその飲食店料理店等の名称及び所在地
⑤ その他参考になるべき事項
以上を記載した書類が必要になります。

領収書に記載されてない事項**（※特に②・③）**は「摘要」の欄を設け補足しておきましょう。

ぜひこの規定を上手く利用してください。

詳しくは担当＿＿＿＿＿ まで